



令和7年7月22日

午後2時

定額減税不足額給付金を支給します

デフレ完全脱却のための総合経済対策として、令和6年分の所得税を基に、令和6年度に実施した定額減税補足給付金に不足が生じた人に下記のとおり給付金を支給します。

記

1 給付対象者

令和7年1月1日時点で本市に住民登録があり、以下のいずれかに該当する人

- (1) 所得金額が1,805万円以下かつ令和6年分の所得税または令和6年度の住民税所得割額が課税されている人で、次のアとイの合計額を1万円単位に切り上げた額が、令和6年に実施した定額減税補足給付金の算定額を上回っている^{※1}

ア 令和6年分の所得税額から令和6年分の所得税の定額減税額を引いた額

イ 令和6年度の住民税所得割額から令和6年度分の住民税所得割の定額減税額を引いた額

- (2) 令和6年分の所得税および令和6年度分の住民税所得割が非課税の人のうち、税制上の扶養親族の対象外^{※2}であり、令和5年度および令和6年度に実施した低所得世帯を対象とした7万7千円給付および10万円給付の対象世帯の構成員でなかった

※1 令和6年に実施した定額減税補足給付金の算定額を上回る人として、令和6年中に新たに子どもが生まれたことなどにより扶養人数が増えた人や、退職などにより定額減税の恩恵を十分に受けることができなかった人は該当する可能性があります

※2 税制上の扶養親族の対象外となる人とは、事業専従者や所得が48万円を超えている人です

2 支給額

- (1) 給付対象者のアとイの合計額を1万円単位に切り上げた額と令和6年に実施した定額減税補足給付金の算定額との差額
- (2) 4万円を基本額として個々に算定した額

3 手続きの方法

該当する可能性がある人に対して、7月下旬にお知らせを送付しますので、記載内容を確認してください。

4 申請期限

10月31日（金）（必着）

※ 詳しくはホームページを確認してください



問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

物価高騰対策本部 生活支援班

長寿社会課 福祉企画係長 菅原

主任主事 阿部

電話：(0191)21 - 8730 (ダイヤル)

FAX：(0191)21 - 4150

メールアドレス：choju@city.ichinoseki.iwate.jp